

ID: 139

担当部署: 商工観光課

処分の概要	完納奨励金の交付の承認		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場業務規則 第48条第1項		
例規番号	昭和49年規則第19号		
<p>【基準】</p> <p>第48条の規定による。 (完納奨励金の交付の制限)</p> <p>第48条 卸売業者は、買受人に対して完納奨励金(消費税額及び地方消費税額を含む。)を交付するときは、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、完納奨励金交付承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日